

南アルプス市シンボル選定委員会設置要綱

平成29年12月19日

告示第169号

(設置)

第1条 南アルプス市合併後15周年を迎えるに当たり、市民の声を反映した市のシンボルとなる木、花、鳥等（以下「市のシンボル」という。）を選定するため、南アルプス市シンボル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 市のシンボルの選定について
- (2) 前号に掲げるもののほか、市のシンボルの選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 選定委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 市議会の議員
- (3) 関係機関又は団体の代表者
- (4) 行政の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱し、又は任命された日から第2条に掲げる所掌事項の結果が市長に報告されるまでの間とする。

(委員長)

第5条 選定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員の互選によりその職務を代理する者を選出する。

(会議)

第6条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、最初にかれる会議は、市長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

3 会議は公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、会議に諮ったうえで非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。